INFORMATION

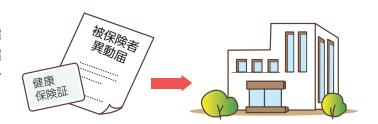
ご就職おめでとうございます。

新しい環境が始まる4月。扶養する家族の健康保険証の資格喪失はありませんか。

就職したとき

被扶養者(異動)届とともに、 対象者の保険証を会社に返却してください。

被扶養配偶者や扶養する子どもが就職し、別の健 康保険組合に加入した場合や、収入が基準額を超 えるなどして扶養要件を満たさなくなった場合 は、ご家族(被扶養者)は扶養からはずれます。



パート・アルバイトの方の社会保険適用拡大 (短時間労働者)

2016年10月1日から、パート・アルバイトの方の社会保険加入の基準が変わりました。1週の所定労働時間 および1月の労働日数が常時雇用者の4分の3以上ある場合は被保険者となります。また、4分の3未満の場合 でも下記の5つの要件をすべて満たした場合、健康保険の被保険者となります。被扶養者であるご家族が勤務先 で健康保険に加入する場合は、すみやかに扶養削除の手続きをしてください。

- 1 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ②雇用期間が継続して1年以上見込まれること
- ❸月額賃金が8.8万円以上であること
- 4 学生でないこと
- ⑤常時501人以上の被保険者を使用する企業(特定適用事業所)に勤めていること

こんな場合も、保険証は必ず返却してください。

会社を退職したとき

保険証が使用できるのは退職日まで。5日 以内に退職した会社に返却してください。

任意継続被保険者で なくなったとき

再就職して別の健保に加入した場合などは 保険証を返却してください。

75歳になったとき

75歳の誕生日を迎えると後期高齢者医療 制度に加入するため、保険証は返却して ください。

保険証の 返却時には、 これらのご返却も お忘れなく!

● 70 歳以上の方は「高齢受給者証」

70歳以上75歳未満の方には、自己負担する割合が記載された「高齢受給者証」を 交付しています。保険証を返却する際には、高齢受給者証の返却も必要です。

「限度額適用認定証」

限度額適用認定証を申請して利用していた方が、被保険者、被扶養者の資格を 喪失したときは、保険証とともに限度額適用認定証の返却もお願いします。